

令和3年1月25日開催

新庄市農業委員会第8回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年1月）議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日（月）午前10時
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（17名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
13番 高山 光弥	14番 森 良一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（2名）

15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
-----------	-----------

5. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 26 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について |
| 日程第 5 | 議案第 27 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議案第 28 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて |
| 日程第 7 | 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 8 | 報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 9 | 報告第 18 号 令和 2 年度荒廃農地調査結果について |

6. 出席した事務局職員

事務局長	津藤 隆浩	主 査	早坂 和弥
主 任	三宅 大輔	主 事	長南 友紀

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 2 年度新庄市農業委員会第 8 回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は 15 番の星川吉和委員、16 番下山秀一委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 8 回総会が成立していることをご報告いたします。

では会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番間真一委員と19番早坂浩樹委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君をご指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、議案書に基づきご提案いたします。新庄地区8件、萩野地区3件、八向地区1件、全地区合計12件ございます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について、ご報告をお願いいたします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○17番

新庄地区1番について、〇〇さんは1月15日、△△さんについては16日に本人に確認いたしました。〇〇さんは稲舟地区でありますけど、新庄地区の山屋、関屋地区に今、田んぼを保有しており、何ら問題無いと判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区2番について調査報告をお願いいたします。

○17番

1番と同じように16日と15日に両人に確認いたしました。何ら問題無いと判断いたしました。よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区3番について、1月16日に確認しました。以前より〇〇さんが耕作していた

ものです。対価についても双方合意のものであり、問題無いと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長

それでは、新庄地区4番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区4番について、1月16日に確認しました。〇〇さんの隣接の耕作地であり、双方合意のものであり、問題ありませんでしたので、よろしくお願い致します。

○議長

それでは、次、新庄地区5番について調査報告をお願いいたします。

○9番

新庄地区5番について、これも1月16日に確認しました。〇〇さんの隣接の耕作地であり、単価についても双方合意のものであり、問題ありませんでしたので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、それでは新庄地区6番について調査報告をお願いいたします。

○8番

新庄地区6番につきまして、1月19日調査確認いたしました。双方合意しており、単価の方も双方合意しており、問題無いと思います。宜しくをお願いいたします。

○議長

それでは、新庄地区7番について調査報告をお願いいたします。

○7番

新庄地区7番について、調査日は1月21日。議案書に書いてあるとおり相違ないので、よろしくご審議の程、お願いしたい。

○議長

それでは、新庄地区8番について調査報告をお願いいたします。

○2番

新庄地区8番につきまして、1月17日に調査いたしました。△△さんが相続した農地でありまして、〇〇さんの方も購入してもよろしいという事で、単価は若干低めですが、

双方合意という事なので、問題無いと判断しましたので宜しくお願いいたします。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いいたします。

○10番

萩野1番につきまして、1月17日に調査確認しました。〇〇さんが△△さんより以前から牧草地として耕作しており、この度売買となったそうです。対価も双方合意でありますので問題無いと判断しました。宜しくお願いします。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いいたします。

○19番

萩野地区2番について、1月21日に双方に確認いたしました。双方合意の契約内容という事で事務局の説明通りでありまして、問題無いと判断しましたので宜しくお願いいたします。

○議長

次に萩野地区3番について調査報告をお願いいたします。

○6番

1月17日に確認調査いたしました。△△さんは年齢もある程度、高齢になってきたので、また農機具も古くなって更新時期になったという事で、知人でこの土地に隣接している〇〇さんに貸すという事になります。〇〇さんは担い手でもありまして、借賃の方も改良区費は貸人持ちという事で、双方合意でありますので問題無いというふうに思います。

○議長

それでは、八向地区1番について調査報告をお願いいたします。

○3番

八向1番につきまして、1月16日に調査確認いたしました。この土地は20年近く〇〇さんが耕作してきた土地で、地主の△△さんが全部買って欲しいという事でした。字名の畑は作付けには条件が良いのですが、昨年の水害でポンプが壊れ、修復にはお金がかなりかかるという事でした。臼ヶ沢や矢筈沢は条件が悪く、夏になると水が枯れるため、減反やホールコップ等しか作れないという事で、この対価になったそうです。お互い合意という事で、問題無しと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてのご報告をお願いします。それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○4番

議案第25号農地法第5条の規定による許可申請につきまして、稲舟1番につきまして、1月18日に確認いたしました。この場所は周りが住宅地でもあります。ただいま事務局の説明の通り問題無いと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果についてをご報告をお願いいたします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いいたします。

○8番

議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請につきまして、新庄地区1番につきまして、1月19日、〇〇さんの方に確認いたしました。事務局の説明の通りで、問題ありませんでしたのでよろしくお願い致します。

○議長

それでは稲舟地区1番について調査報告をお願いいたします。

○13番

1月18日調査確認しました。事務局説明の通りで、間違いありませんでしたので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

はい、質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第27号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第27号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区3件、萩野地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました、賃借権設定2件、所有権移転3件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

無いですので、それではお諮りいたします。議案第27号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第28号農業委員会の法令遵守の申し合わせについてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第28号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に申し合わせ内容を朗読して説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの提案について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第28号農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第7、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、萩野地区1件、合計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区2件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区2件の合計7件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第17号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第18号令和2年度荒廃農地調査結果について上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第18号令和2年度荒廃農地調査結果について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第18号令和2年度荒廃農地調査結果について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第18号令和2年度荒廃農地調査結果については原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年1月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 間 真 一

議事録署名委員 早 坂 浩 樹